

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
石垣市	西部地区（川平、崎枝、野底、 桴海）	令和4年3月18日	令和4年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕作面積	548.26ha
②営農意向調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	296.09ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	129.61ha
i うち後継者無しの農業者の耕作面積の合計	6.03ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	52.45ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	72.39ha
(備考) 地区内耕作者（うち回答した地区内の農地所有者又は耕作者） 70代以上 → 43%（うち4%は後継者無し。）	

注1：④の面積は、「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向（計画）」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・西部地区は、市内でも有数の遊休農地が目立つ地域であり、川平・崎枝地域では、全農地の1割近い面積で遊休農地がある。 ・地域の後継者が少ないことや新規就農が少ないことが挙げられる。 ・野底地域では、一部の農地で灌漑設備が整備されていない。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・農地の基盤整備を行い、農業の行いやすい環境を整える。
<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地を増やさないために、耕作者の話し合いの場を定期的に継続できるようにする。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成や地域による農業経営力向上を目指す。
<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣対策の拡充を図り、園芸作物等に対する支援を強化する。

注1：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。